

令和5年度(2023年度)第4回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

○ 日 時 令和5年(2023年)11月1日(水)午後6時から午後7時30分まで

○ 場 所 函館市役所8階 第2会議室

○ 出席委員(13名)

大淵委員, 大山委員, 河村委員, 北間委員, 佐藤委員, 島委員, 相馬委員, 堤委員, 納谷委員, 野澤委員, 野村委員, 廣畑委員, 松田委員

○ 事務局職員

障がい保健福祉課 田口課長, 芳村主査, 二本柳主査, 加藤主査, 瀬戸主査, 吉田主査, 阿部主事

○ 会議内容

1 開会(午後6時)

【吉田主査】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第4回函館市障がい者計画策定推進委員会を開催いたします。

【佐藤会長】

皆さん、こんばんは。天気が悪い中、かなり濡れて来た人もいるとは思いますが、会議に集中して進行していきたいと思えます。

それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

2 協議事項

(1) 第7期函館市障がい福祉計画のたたき台について

【佐藤会長】

はじめに、協議事項(1)「第7期函館市障がい福祉計画のたたき台について」として、まず、資料1-1, 1-2について事務局から説明をお願いします。

【吉田主査】

(「資料1-1 第7期函館市障がい福祉計画策定の趣旨等【概要版】」および「資料1-2 第7期函館市障がい福祉計画(令和6年度～令和8年度)(たたき台)」に基づき説明)

【佐藤会長】

はい。ありがとうございました。

変更したところを中心に、前半は概要版について、後半はたたき台について、それぞれ説明していただきました。

この件について、御質問、御意見等ございましたら、発言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

まず、資料1-1について、2ページ目の「⑥ 障がい福祉人材の確保・定着」という項目に関してですが、内容についてどうこうという訳ではなく、ちょっと問題の状況を委員の皆様と共有化しておきたいのでお話をさせていただきたいと思います。

まず、地域福祉課と子どもサービス課が検討している、来年の4月からの事業、まだ議会を通っていないのですが、「介護職・保育士等就労奨励金制度」というもので、例えば、新規就労者に20万円、継続就労奨励金として最大30万円が支給されるというような仕組みがありまして、もう1つ、これは雇用労政課の「函館市奨学金返還支援事業」というもので、奨学金を受けていた人が登録企業に採用され正職員として勤務した場合に、奨学金を肩代わりしますよという仕組みなんですけど、これに関して、「介護職・保育士等就労奨励金制度」の対象者として、「市内の介護保険事業所で」働く、となっています。また、保育所の方は、「市内の認可保育所・幼稚園・認定こども園で」働く、となっています。

それで、何を言いたいかと申しますと、「介護職」と言っても、「障害者福祉事業の介護職」の人には支給されないという枠組みになっておりまして、とてもおかしなことになっているんですね。

例えば、障害者支援施設のグループホームであれば、介護福祉士の資格を持っていて、介護の仕事をやっている方もいますよね。この方は、これらの制度の対象外になっておりますが、これをきちんと対象としてもらわないと、「⑥ 障がい福祉の人材の確保・定着」が促進されない、人材が定着されていかないということになってしまいます。

このような制度設計であるということを、皆様と共有させていただきたいと思い、お話をさせていただきました。

それで、どうやってやっていけば良いのか分からないんですが、どこに言えば良いのか、詳しい方にも相談して、働き掛けをしたいなと思っている次第です。

【佐藤会長】

新聞に出てましたよね。私もそれを見て、これは介護保険の施設の話だけれど、もしかしたら、今後、対象が拡大されていくのかなと期待を持ちながら様子見していたところなんですね。課長、これはそういう捉え方でよろしいのでしょうか。

【田口課長】

担当課ではないので、あまり詳しい話は申し上げられないのですが、廣畑委員がおっしゃったとおり、現状は、介護保険制度の中での人材確保対策であると理解しております。

ただ、この計画を策定する上で、いろいろと議論いただいているように、障がい福祉分野においても人材確保は同じように重要であるとは認識しております。

しかし、制度設計をどうアレンジしていくかといったことは、この場で申し上げられませんので、今日の御発言については持ち帰って、共有させていただきたいと思えます。

【佐藤会長】

障がい分野においても、人材確保というのは大変なことで、なかなかこの地域で日本人を集めるということが難しくなってきたということ、最近では顕著に表れているんだと思うんですね。数年前からそういうことを言われながらも、まだ大丈夫だろうと考えていたら、全然大丈夫ではないという事態になっていまして、北間委員はこのことについて、何か情報ありますか。

【北間委員】

私もあまり詳しい情報は把握できていないのですが、ただ技能実習生に関しては、今までは、専ら一次産業の農業、漁業とかが中心だったんですけど、現在では、介護施設で介護員として働いている方が結構増えているというのは聞いております。

実際、私が、岩内町のハローワーク岩内に勤務していたときには、人手不足で外国人を雇っているという事業所が何か所かあって、そこには6人くらいいましたね。

ただ、現在どれくらいの外国人がいるのかまでは、ちょっと把握できておりませんが、間違いなく介護職の外国人は増えていると思われまます。

【大淵委員】

関連して、発言しても良いでしょうか。

介護施設の外国人労働者ということで、「ケンゆのかわ」に6名のインドネシア人が雇用されております。地域包括支援センターゆのかわと在宅福祉委員会とでお話する機会があったときに、先週28日から土曜日までのお祭りで、インドネシアの方がカレーを提供するという話を聞いて、何人いらっしゃるのですかと尋ねたら、6人いるということで。もう既に、ホテルではかなり多くの外国人が雇用されています。私は、第13方面の民生委員なのですが、湯川1丁目に日本語学校というのがあります。かなり多くの外国人が通っています。そこにいらした方たちは、湯川近郊のホテルなどに勤めています。

それと、この⑥のところ、「ICT・ロボットの導入」という言葉が追加されたのですが、ロボットはどういうところで使っていくのかということをお伺いしたい。今、AIを使ったり、いろんな部分で技術革新があって、12月13日だったかな。アリーナで介護ロボットの展示会があるというのを耳にして、行ってみたいと思っていたのですが、これからは、労働力は人間だけでは足りなくて、そういったロボットのような手段を利用して、共生社会に繋がっていければなと思います。

本当に介護職員は、看護師の方とかと同じように働いても賃金がすごく少なく、職員が集まらないというのがあって。身近なそういったところに勤めている方から、いろいろな話を聞いています。ですから、函館では、そういう方たちが働きやすい環境というのができればと思っています。これは、要望ですね。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。

最近、ロボットが急速に出てきまして、ロボットと言っても、人型のロボットだけではなくて、例えば、食事介助をすとか、移動介助をすとか、そういったいろんな機器が含まれると思うんですけど、ここで言うロボットというのは、どういうものなのか、事務局でお答えいただけますか。

【田口課長】

I C T・ロボットの導入というのは、これから進んでいくという状況ではあるのですが、例としてお聞きしているのは、コールのたびに居室に向かうという夜勤の職員の負担を減らすために、入所者のベッド下にセンサーを付けて、その方の動向を詰所などで把握して対応できるようにする。そういうものがなければ、例えば、頻繁に巡回に行くということをI C T化することで軽減する。そういう取組を考えられている事業所もあると聞いています。

【佐藤会長】

ロボットといっても、おそらく、いろんなものが沢山あると思います。今、課長がおっしゃったのは、昔で言うところの徘徊防止センサーのようなもので、ベッドから下りたときに感知したり、部屋を出たときなどに感知したりと、特に最近ではいろんなものが出ていますね。先程、展示会の話が出ていましたけど。

【大淵委員】

はい。前に、町会で12月13日にあるという話を聞きました。

それと、先程のセンサーというものは結構前からあって、ベッドの下にマットを置いて、起きられない人が起きたとかを感知して。今、民間のメーカーさんで、見守りシステム、見守りロボットなんかはかなり進んでいます。高齢者、障がい者のお宅に緊急通報システムを付けるよりも、そのお子さんがスマホでロボットを動かして、親がどう過ごしているかというのを確認して、何かあったら通報できるようにするなど、かなり進んでいます。

だから、この「ロボットの導入」ということが、事務の軽減とまでなるのかなと思いました。

【田口課長】

ICT・ロボットには様々な機器がございまして、先程御紹介申し上げたのは、その事業所にとって導入したいというものの一例であって、介護の力仕事を軽減するものですとか、日々進歩したものが出てきています。そういったものを取り入れていけるように推進していくというのが、我々の認識でございます。

【佐藤会長】

他にございませんか。はい、野村委員。

【野村委員】

詳細で丁寧な資料をありがとうございます。

感想と質問と言うことで、2点よろしいでしょうか。

まず、たたき台という、ここまで来たのだなと改めて思うとともに、大変心強いのは、31から33ページに就労支援についての意欲的など言いましょうか。例えば、就労移行支援については、69人の実績に対して令和8年度の見込みが92人ですとか、就労継続支援A型については、211人の実績に対して令和8年度の見込みが259人と。それと、B型についても、1,004人の実績に対して1,129人と、かなり大きな目標値を立てているということは、掘り起こしをしながら就労支援事業を充実させていくという方向性を示しているのしょうから、大変心強いなと思います。

それから、細かい話になるのですが、48ページの意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業や代筆・代読支援員派遣事業、60ページの身体障害者自動車運転免許取得助成事業などは、実績と同数で令和8年度も見込んでいますが、現状維持でニーズに対応できるという見通しでよろしいでしょうか。

【吉田主査】

御質問にございました手話通訳者・要約筆記者派遣事業や代筆・代読支援員派遣事業等につきまして、令和5年度の数值は実績ではなく、見込値となっております、4月から10月まで経過した中で、この見込値で十分足りておりますので、今後3年間の見込みにつきましても、令和5年度の見込値で足りるものと見込んでおります。

【野村委員】

はい、分かりました。

【佐藤会長】

はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

まず、ページの順番でいきますと、資料1-2の目次の最後のところ、下の方に四角で囲ってある「「障害者」の「害」の表記について」という見出しが付いているところです。これに関しては、「障害者」という概念と「障害」という概念ですね、どちらも「害」という字を、法律で使われる場合以外は平仮名表記をしているので、ここでは「障害者」という概念と「障害」という概念を入れた上での「「害」の表記について」という表記の仕方にした方が適切ではないかなというのが一つ目の意見です。

あと、この「害」の平仮名表記について、これは法律で使われる場合だろうか、そうでないだろうかといくつか調べるうちに、違うのではないかなというところがあって、例えば、24ページの5の1行目、3行目、6行目に「害」という漢字表記があって、1行目は法律で使われる場合と言えなくもないなとは思いますが、他は「等」も付いていて、法律で使われる場合ではないのではないかと思います。ですので、平仮名表記なのか漢字表記なのかは、もう一度チェックしていただきたいと思います。

続いて、22ページの3(1)の4行目に「包容(インクルージョン)」とありますが、第6期のときにも「包容」にするか「包摂」にするかという話になったときに、確か「包摂」に統一しましたよね。ですから、ここも「包摂」にさせていただいた方がよいかなと思います。「包容」だと「受け入れる」、「包摂」だと「包み込む」という意味になるので、やはり、お互いに包み込み合うということで、「包摂」の方がいいんじゃないかなと思いますので、ここを修正いただけたらと思います。

もう一つは、情報の共有化という部分でお話をさせていただきたいのですが、「障害者」の「害」の表記について、今回、このルールを変更できないとは思いますが、ただ、障害者福祉論的に言えば、「害」の字を不快に感じるとありますが、「障」の字も「差し障る」ということで、マイナスの概念なんですね。この論理でいくと、「障」の字も平仮名表記をした方がよいのではないかなという話になりかねない。あと、こういった認識自体が、いわゆる「医学モデル」という障がいの捉え方なんですね。それで、障害者基本法の中で、「障害者」の定義を規定していますが、この規定の仕方が実は「医学モデル」なんです。それに対して、国連の障害者権利条約の中では、「社会モデル」、あるいは「社会人権モデル」という言い方をするんですけど、そういう認識に変えましようとなっていて、どう違うのかというと、「医学モデル」では、人に視点を当てて、その機能だとか構造だとかに「障害」を見る考え方なんです。この見方が当事者を抑圧してきたという歴史があるので、それを改めて、「障害」というものを人の外側に見ようと、我々の慣れた話で言うところの「障害を作ることが障害」ということで、外で邪魔をするものを「障害」と捉えようというように転換されてきているんですね。なので、今の法律上、医学モデルとなっているので、この点の変更できないとしても、将来的には、基本法の定義の中で転換されていくだろうということをご共有認識として持っておきたいと思います。

もう一つ、意見として、資料1-2の最後の方にアンケート調査の結果として、数字が表で示されています。第6期の計画の中では、アンケート調査の自由記述につい

でもきちんと載せようということになりました。その理由としては、やはり意見を書いた人が一生懸命、自分たちの大変さやニーズなどの思いを書いて、それを公の文書に載せなければいけないんじゃないかと思うからで、第6期では、全部ではないにしても、何件かカテゴリー別に載せるべきものを抽出して載せたという経緯があります。なので、是非、今期についても、自由記述の掲載をお願いしたいと思います。

【佐藤会長】

「社会モデル」について、久方ぶりに廣畑先生の講義を聞いた気持ちになりました。「医学モデル」ではなく「社会モデル」で考えるべきだというのは、大分以前から言われてきたことですが、どうしても「医学モデル」から障がいを考えてしまうということから脱却できていませんよね。「医学モデル」ではなくて「社会モデル」で考えるべきですということを、我々で言い続けていく必要があるのかなと思います。

【廣畑委員】

一つ言い忘れたんですけど、よろしいでしょうか。

15ページの「2 障がいのある人の地域生活への移行促進」のところでは、これは以前の委員会でも触れたところではあるのですが、やはり、移行促進するために支援として、重度訪問介護事業とかを増やしていかないと促進されていかないと。グループホームについては記載があるんですけど、重度訪問介護事業等については記載がないので、「地域生活に必要な、重度訪問介護事業等の社会的資源の整備」という記述もこの中に入れていただけたら、地域生活の移行促進というところで良いのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

【佐藤会長】

事務局の方で、何かありますか。

【吉田主査】

まず、初めの「障害福祉サービス事業所」の表記についてですが、こちらは固有の名称ですので、漢字の「害」を使わせていただいております。ただ、地域活動支援事業のところでは、一部平仮名表記となっているところがございますので、事務局の方で全体を整理させていただきたいと思います。

22ページのインクルージョンの「包容」については、「包摂」に改めさせていただきます。

また、アンケート調査対象者の自由記載につきましては、紙面の都合上もございませのでどれだけ載せられるか分かりませんが、検討させていただきたいと思います。

あと、15ページのグループホームの整備・拡大については、指導監査課で行っている補助事業がありますが、重度訪問介護事業所については、補助事業の有無について確認させていただきたいと思います。

【廣畑委員】

あの、もし入れていただけるのであれば、「重度訪問介護事業等」としていただいた方が良いですね。「等」という包括的な表現で踏み込む形で想定していただいた方が良いのかなと思いますので。

【佐藤会長】

私、市内の事業所にアンケートを取って、拡大する事業についての確認をしたことがあるのですが、なかなか出てこないんですね。そういう状況の中で、市の方としては、「拡大します」というのは言いにくいと思います。

ただ、この地域でそういった事業が必要だという認識があるのであれば、今、5か所しかない事業所を10か所にしますというように、計画に盛り込んでいくことも良いのではないかと思います。そこをどうするかについては事務局にお任せします。

はい、もう少し意見があればお願いします。島委員、どうぞ。

【島委員】

まず、盲ろう者の通訳支援についてのことなのですが、新たな項目があって、とても喜ばしいなと思っております。

それで、現状、盲ろう者の当事者の数について、統計の方では、盲とろうとが個別に出ておりますが、盲ろう者というとなかなか数字では見えてこないの、分かる範囲で結構ですので、函館市内にどのくらいの当事者が生活されているのかを教えてください。

盲ろう者の通訳というのも、細かく言うと「盲ベース」、「ろうベース」というものがありまして、「盲ベース」であれば最初から目が見えなくて、後から耳が聞こえなくなってくる、点字をベースにして通訳をする「指点字」で通訳することになり、逆に「ろうベース」であれば手話がベースなので、「触手話」で通訳することになりますので、提供のスタイルも変わってくるのですが、そういった点で、それぞれのくらいのニーズがあって、派遣される通訳者は市内にどれくらいおられるのかというのも、もし分かったら知りたいですし、せっかくの機会ですので、皆さんにも盲ろう者の人たちの実態を理解していただくのは有意義なのかなと思いますので、よろしくお願いします。

2つ目は、10か所の福祉拠点についての話なのですが、他の会議、福祉のまちづくり委員会の資料の中で、昨年4月からの1年間の実績が数字として出されておまして、770件くらいという相談件数の掲載がありました。私は、この数字に少しくエスチョンマークが付いたんですけど、この数字を単純計算で10か所で割ると、1か所当たり7、80件くらいの相談しかなかったのかなと。シンプルに疑問に思いました。それはさておいて、この計画の中でも、「福祉拠点との連携」について触れられておりますので、この相談件数という実績の中で、この計画の中に当てはまる件数というものが実際にどのくらいだったのかなというのが知りたくて、今答えるという

のは難しいかもしれないので、今後でも良いですけど、教えていただきたいなと思います。

【吉田主査】

まず、1点目の盲ろう者支援についてですが、全ての対象者を把握している訳ではないのですが、意思疎通支援事業における盲ろうの通訳介護人の派遣を申請されている方は、ろうベースの方がお一人でございます。

地域の支援者の数については、現在、3名となっております。

【島委員】

それは、盲、ろうのどちらですか。

【吉田主査】

通訳介護人に盲ベース、ろうベースの別がなく、養成事業を受けると登録になるので、弱視ろうなど、その方によって、点字手話や触手話など支援方法が多種多様になっておりますので、それに合わせて通訳介護人を派遣していくようになっております。

次に、福祉拠点についてですが、障がい者に係る相談件数につきましては、現在、集計しておらず、前回の会議でも申し上げましたが、来年の4月から、障がいの区分をカウントするように依頼しておりますので、今後の進捗状況の報告でお話しすることができると思います。

【佐藤会長】

他にございませんか。それでは、私の方から。

今、函館市役所でもデジタル化を急速に進めていこうという話があって、1つは、スマホの利用促進について、電話を架けるだけの利用ではなくて、マイナンバーカードと連携していろいろなことに使えるようにという説明なんですけど、マイナンバーカードの取得率について確認したところ、北海道で70パーセントくらいなんですけど、函館市も大体それくらいかなと。まだまだ足りないなと思いますが、近いうちにほぼ全ての市民がマイナンバーカードを持っているような環境づくりをしていきたいという考え方の中で、デジタル化という話もあるんですね。このデジタル化の話の中には、防災ですとか、防犯ですとか、いろんな事項と関係があって、その中には、障がい者支援のこともあって、マイナンバーカードがもっと普及したら、マイナンバーカードが障害者手帳の代わりになったりとか。現在、健康保険証としての利用がどんどん進んでいますけれども、その流れの中で、いろんな情報をスマートフォンの中に入れて、簡単な申請はスマートフォンでできるようにしていくという話もありました。デジタル化は生活を便利にしていくものですから、反対意見があっても理解を得ながら支援を進めていっていただきたいなと思います。ICTといった文言があったので、是非、そういったことも含めて考えていただけたらと思います。

では、他にありますでしょうか。はい、河村さん。

【河村副会長】

人材確保についての思いがちょっとありまして、人材確保と言っても、ではどのよう
に確保するのかということで、この地域に介護の担い手を養成する事業所もなく、
そんな中で人材を確保するということは、どういうことなのかなど思っております。

先程のインドネシアの方々の話もありましたけど、何年か掛けて、施設の職員とし
て採用していたりします。しかし、民間の事業所だけが頑張っても、なかなか実を結
ばない。事業所の母体が大きいところは何とかなるかもしれないですが、母体が小さ
いところはどうしようもない。いろんな問題が発生してくると思うんですね。

ですから、そういった問題を官に上げたときに、何かしらの方策を考えてくれる組
織みたいなものがあれば、これはあくまで私個人の意見ですけど、良いのかなと思っ
ています。

【田口課長】

人手不足というのは、いろんな分野で起こっている社会的な問題です。

最近でいうとバスの運転手がいなくて減便になるとか、公共交通の維持に関しても、
人手不足は深刻化しております。雇用の部分については、経済部がいろいろな策を講
じて、就労フェアなどやってはいるのですが、なかなか即効薬というものはなくて、
地道に長期的な取組が必要であると思っております。

【佐藤会長】

はい。それでは、次の議題に進みたいと思います。資料2について、事務局から説
明いただきたいと思います。

【吉田主査】

(「資料2 障がい者基本計画と障がい福祉計画の計画期間の見直しおよび一体化に
ついて」に基づき説明)

【佐藤会長】

この資料について、どこかで見たことがあるなど思っていたんですが、9月17日
に開催された北海道主催の渡島でのタウンミーティングで、北海道の基本計画と福祉
計画の統合についての説明があって、それと同じ話ですね。そうやって、既に動いて
いるところもあるんですね。

今までは、基本計画と福祉計画をその時期に合わせて、協議して策定してきたとい
う経緯がありましたが、このことについての意見を皆さんから頂きたいと思います。

それでは、廣畑委員。

【廣畑委員】

細かい意見とかはなく、賛同します。と言うのも、一体的になった方が、すっきりすると思うんですね。なので、一体化していただいた方が良いという意見を表明しておきます。

【佐藤会長】

他にございませんか。はい、島委員。

【島委員】

私も、基本的には賛成です。北海道にも同じ意見を言ったような気がするんですけど、今、私たちを取り巻く環境には、課題は山積していますし、その状況は何も変わっていない、ましてや関係法令は複雑化してきて、分かりづらくなっているのが現状かなと思います。そういった中での一体化は合理的ですが、2つの計画はそれぞれに大切な役割があるので、一体化することによって停滞することがないようにということだけは、十分に注意しておいてほしいと北海道に思いましたし、今回の話を聞いて改めて思ったところです。

【佐藤会長】

最初の頃は、基本計画なのか、福祉計画なのか、これはどちらなのかというのが良く分からないので、とにかく出された資料に基づいて、いろいろと協議をしてきたという記憶があるのですが、基本計画に基づいて実施計画を作成していくというのが福祉計画だというふうに認識して、次第に混乱しなくなってきました。それでも、この資料はどちらにあったのだろうかと思うことがよくありまして、そういった意味では、一体化すると、大項目、中項目、小項目と一体的に出てきて、より事項が見やすくなって協議しやすくなるのかなと思っておりました。

第2次基本計画については、令和7年度までの計画なので、これを1年延長して、今、我々が作っている第7期福祉計画については、令和6年度から3年間ということで、令和8年度で両方終了させて、令和9年度から一体化した計画になると。そういうことになるという認識でよろしいでしょうか。

【田口課長】

会長の御説明のとおりです。

もう少し具体的な作業スケジュールを申しますと、令和7年度に新計画のための実態調査を行い、翌年令和8年度は新計画の前年に当たりますから、この委員会のような協議の場を設置して、新しい計画内容について、委員の皆様にご協力いただくことになるかと思っております。

【佐藤会長】

分かりました。今後については、一体化に向けて、事務局の方で準備していただければ良いかなと思っております。

この件については、以上とします。

(2) その他

【佐藤会長】

さて、その他について、事務局の方からお願いします。

【吉田主査】

次回の委員会は12月19日、火曜日を予定しております。後日、案内をお送りいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 閉 会

【佐藤会長】

それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。